

大府医発第 737 号
令和 5 年 2 月 24 日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人 大阪府医師会
会長 高 井 康 之
(公印省略)

郡市区等医師会会員で日本医師会未入会者に対する大阪府医師会・日本医師会
への入会促進について (依頼)

平素より本会会務に特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般の郡市区等医師会組織強化担当役職員連絡協議会等においてもご説明・ご連絡しておりますように、日本医師会では組織強化を重要課題の一つに掲げております。特に、会員数の側面からの組織強化を喫緊の課題と捉え、現在臨床研修医を対象としている会費減免期間を、令和 5 年度より医学部卒後 5 年目まで延長することを機関決定し、その成果を高めるための様々な取り組みを推進しています。(本会は、卒後 2 年間の会費を減免する方針です。)

会員数の一段の増加のためには、郡市区等医師会会員で日本医師会に未入会の医師(約 3 万 2 千人)、都道府県医師会会員で日本医師会に未入会の医師(約 1 万 7 千人)に、いかに日本医師会への入会を得るのかという視点も極めて重要になるとされています。(なお、大阪府医師会会員で日本医師会未入会の医師は、約 1,000 名です。)

本件につきましては、すでに様々な場面を通じて依頼しているところではございますが、日本医師会までの入会を得ていない会員がいらっしゃる郡市区等医師会におかれましては、当該会員に対し、日本医師会までの入会を求めていただく方策を講じるなど、より一層のご協力を賜りたく、改めましてよろしくお願い申し上げます。

また、このような方策の一助として、2 月 17 日付で、広く未入会医師に対する入会呼びかけのメッセージとなるよう、日本医師会・松本吉郎会長からの親書が届きました。貴会会員であって日本医師会に入会されていない会員に対し、この親書を活用した働きかけをお願いしたいと存じますので、ご高配の程重ねてお願い申し上げます。

併せて、未入会の先生方の参考資料として、日医医師賠償責任保険、日医年金及び医師資格証(HPKI カード)の資料をお届けいたしますので、ご活用の程お願いいたします。(HPKI カードは様々な用途がありますが、電子処方箋の交付にあたっては不可欠のツールです。)

【参考】

●日本医師会(日医)医師賠償責任保険

医事紛争により賠償責任が発生した場合、医療機関の開設者が第一次的な賠償義務者となります。しかし、①開設者から医療を直接実施した医師に求償がなされる、②患者等から医療を実施した主治医に賠償請求がなされる、などの事態がしばしば発生しており、医師個人が日医医師賠償責任保険に加入しておく必要があります。

また、各種学会や民間会社においても医師賠償責任保険を医師個人で加入出来るよう販売していますが、これらの賠償責任保険には、患者等との対応を行う紛争処理システムがありません。いざ紛争に巻き込まれた場合には、医師会の会員になり賠償責任に加入しておくことが得策です。これは紛争に遭遇した医師であれば皆様、実感していることです。なお、日医医師賠償責任保険は、日医会員としての会費に保険料が含まれることとなりますので、日医会員になることが必要です。

●日医の医師年金

公的年金だけでは現役時代の生活水準の維持が困難です。現役引退後もゆとりある生活を送れるよう、自由に設計できる年金が「医師年金」です。

医師年金は、加入者全員が払い込む「基本年金保険料」と、任意で払い込む「加算年金保険料」からできています。これら2つの保険料を合算したものが、将来、養老年金として受給できます。

●医師資格証

日本医師会電子認証センターが発行する医師資格を証明するための電子証明書のことです。この電子証明書はカード内のICチップに格納され、コンピューターやICカードリーダーを用いて、電子署名の機能や地域医療ネットワーク等の認証のために利用することができ、その中で「医師であること」を電子的に証明することが可能です。

また一方で、時に発生する、なりすまし医師等への対策としても使えるよう、現実の世界においても医師の資格保有を証明できるように、偽造防止加工を施し、医師資格保有者であることをICカードの券面に記載しました。

医師資格証を活用することで、IT世界においても現実世界においても、医師であることを患者さんや国民の皆さまに証明することができます。

特に、2023年1月から運用が開始された電子処方箋の交付にあたっては、HPKIカードの利用が必須となりますが、医師資格証は、このHPKIカードです。

医師資格証の発行にはカード発行時の発行手数料が生じ、日本医師会の会員資格の有無により料金が異なります。

■日本医師会会員の方

初回及び5年毎の発行手数料はすべて無料です。

紛失・破損による再発行の場合のみ5,500円(税込)が必要です。

■日本医師会非会員の方

初回及び5年毎の発行手数料は5,500円(税込)です。

紛失・破損による再発行の場合も5,500円(税込)が必要です。